

令和5年度 農作業雇用標準賃金表

農作業労働の標準賃金について、笛吹市農業労働力対策協議会において、市の実情等を考慮の上、次のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

令和5年4月28日

農作業の種類		区 分		単 価(円)	備 考
果 樹	剪 定	一 日		11,900	労働時間：一日8時間 午前8時～午後5時 賄いなし 休憩：1時間
		時 給		1,487	
	誘引 つる伏	時 給		1,000	
	摘粒 摘果				
	袋掛				
	ジベ処理				
	収穫				
その他					
一 般	一般農作業	時 給	一般	1,000	
			高校生	940	
その他作業	病虫害防除	時 給		3,200	薬剤：依頼者負担 機械燃料：請負者負担 機械代：別途 棚、資材、樹木処理別途
	畑耕うん 中耕	時 給		2,900	
	除 草	時 給		3,000	
共選出荷作業	6月～9月	特殊性があるため各共選場で決めてください			
直 売 所 関 係		時 給	一般	990	賄いなし
			高校生	900	
水 田	耕起代かき	10a		17,400	賄いなし 機械燃料：請負者負担
	代かき	10a		9,800	
	機械田植え	10a		10,000	
	稲刈り	10a		10,600	
	脱穀	10a		12,800	

《補足》

協議会では、農繁期等で臨時的に雇用する場合、農業者の皆さんの目安にしてもらうため、毎年度、農作業雇用標準賃金を設定しています。本表は標準的な賃金を示すものであり、ほ場条件や作業条件を勘案して当事者間の協議により決定することを前提としています。当事者間で賃金を決める際の参考としてください。

笛吹市農業労働力対策協議会